

様式第3の7 (第7条の7関係)

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8年 7月 1日

高知県公安委員会



弁明通知書番号
第83-101-260517-084001号
第83-101-260527-084002号
第83-101-260528-087001号
第83-101-260530-084001号
第83-101-260530-086001号
第83-101-260531-081002号
第83-101-260531-083002号
第83-102-260428-088002号
第83-117-260526-093001号

弁明通知書番号
第83-101-260524-087004号
第83-101-260527-084003号
第83-101-260529-087001号
第83-101-260530-084002号
第83-101-260531-081001号
第83-101-260531-083001号
第83-101-260531-083003号
第83-102-260529-090001号